

令和5年度
募集

市川市

中小事業者等向け

省エネ・創エネ設備 設置費等補助金

最大
25万円

脱炭素社会の実現に向けて、
省エネルギー対策や
再生可能エネルギーの利用の促進を図るため、

- 省エネ改修 (窓の断熱化等) 費
- 創エネ設備設置 (太陽光発電設備等) 費
の一部を補助します。



補助対象者

市内中小事業者

※ 中小企業信用保険法（第2条第1項）に規定する中小企業者及び同条第3項に規定する小規模企業者

- ☐ 市内に事業所、店舗、工場その他の事業所（その一部を居住の用に供するもの）を有するもの ※1
- ☐ 市内で1年以上同一事業を継続して営んでいること
- ☐ 市税の滞納がないこと
- ☐ 補助を受けようとする補助対象メニューについて、過去に市から補助金等を受けていないこと
- ☐ 市が調査のためにデータ提供等の依頼をした際に協力すること

※1 ビルを所有し、テナントとして貸し出ししているものは省エネ改修工事のみ対象。建物が自己所有ではなく、賃貸又は使用賃貸の建物については、所有者の同意書が必要。

申請期間

2023 4.1 ≫ 2024 2.29

・ 先着順（予算が無くなり次第終了となります）

申込方法

持参または郵送

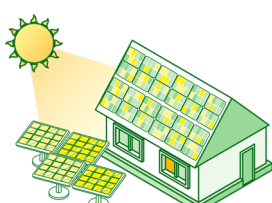


市川市 環境部 総合環境課 エネルギー戦略グループ
〒272-8501 千葉県市川市南八幡2丁目20番2号 TEL 047-712-5782

補助対象メニュー



脱炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素排出量の削減に寄与する省エネルギー対策や再生可能エネルギーの利用を一層促進するため、中小事業者等を対象に省エネ改修費や太陽光発電設備等の設置費の一部を補助する事業です。

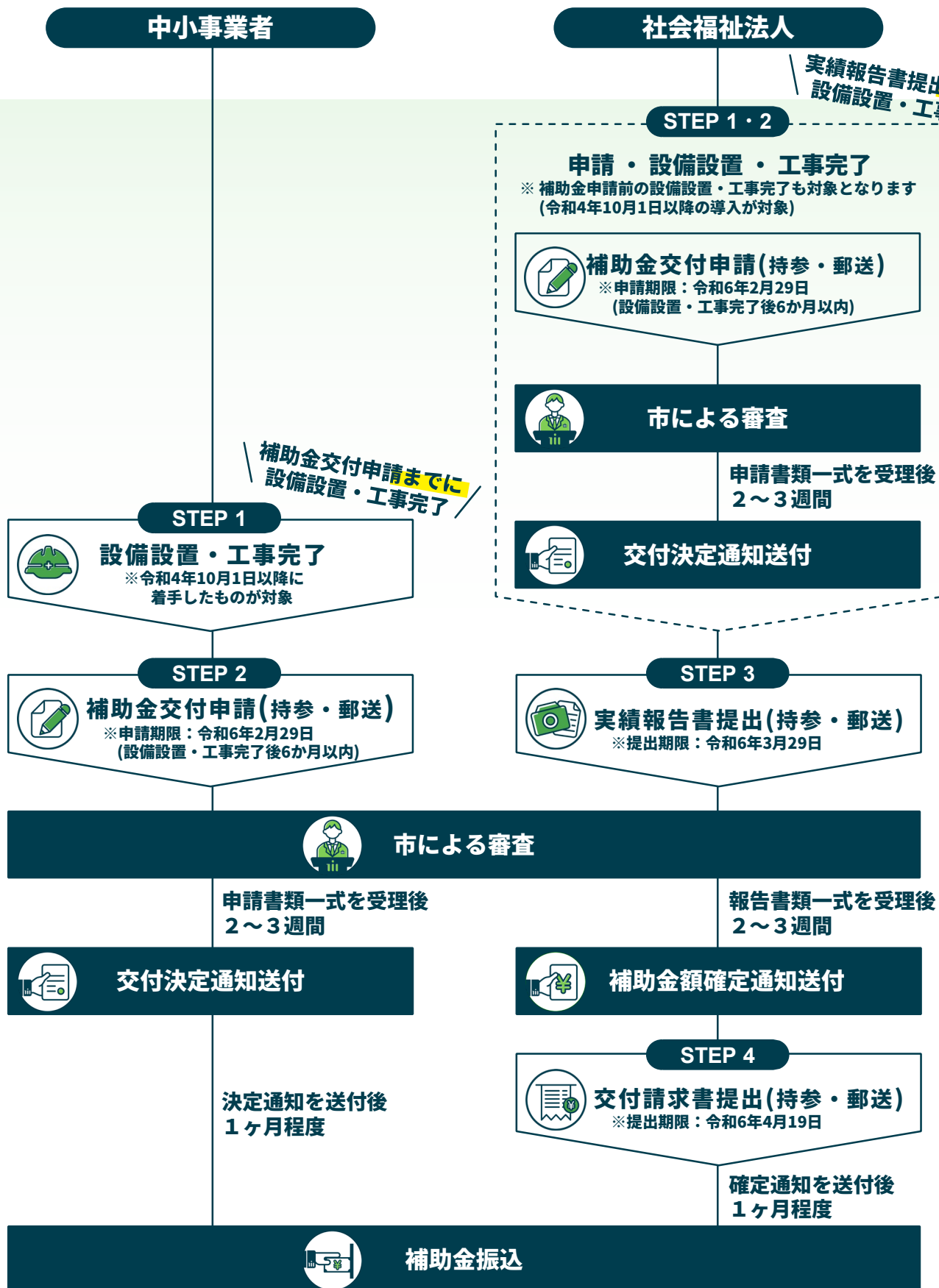
補助対象項目	補助対象要件	補助金額
① 太陽光発電設備 	- 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転(自動起動・自動停止)を行うもの。 - 対象設備※2を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方※3が10kW未満であること。 - 太陽光モジュールの性能及び安全性について、次の規格等のいずれかに該当するものであること。 ▶国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているもの ▶一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの ▶一般財団法人太陽光発電協会JPEA代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの ※2 既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合にあっては、既存設備分を含めた増設後の設備 ※3 複数のパワーコンディショナーを設置する場合にあっては、系列ごとに当該値を合計した数値	A 市外業者による施工 1kWあたり2万円 (上限 20 万円) B 市内業者による施工 1kWあたり2.5万円 (上限 25 万円)
② 定置用リチウムイオン蓄電システム 	- 国が令和3年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般財団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの。 - リチウムイオン蓄電池部※4並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時、電力需要ピーク時等に必要に応じて電気を活用することができるもの。 ※4 リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。	補助対象経費の 1 / 3 (上限 20 万円)
③ エネルギー管理システム (HEMS) 	- 事業所等での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの見える化を図るとともに、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有するものであって、次の要件を満たすもの。 - 機器の制御に係る装置が一般社団法人エコネットコンソーシアムの定める「ECONET Lite」規格の認証を取得していること。 - タブレット、スマートフォン、パソコン又は家庭用エネルギー管理システムに付随する専用モニター等により、電力使用量を表示できるものであること。 - 事業所等全体の電力使用量を30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1ヶ月以上、1日以内の単位で13ヶ月以上蓄積できるものであること。 - 分岐回路単位の電力使用量、部屋単位の電力使用量、電気機器単位の電力使用量のいずれかを30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1ヶ月以上、1日以内の単位で13ヶ月以上蓄積できるものであること。 - 一以上の設備又は電気機器に対して、自動制御や遠隔制御等、電力使用を調整するための制御機能を有すること。	補助対象経費の 1 / 3 (上限 5 万円)
④ 省エネ改修 窓、壁、床、天井の断熱化 - 屋根又は屋上の高反射率塗装 	窓の断熱改修 - 一般社団法人環境共創イニシアチブの認定設備であること。 - 既存の単板ガラス窓からの改修工事で、内装設置、外窓交換、ガラス交換のいずれかであること。 壁・床・天井の断熱化改修 - 使用する断熱材が「断熱等性能等級4技術基準」に規定する断熱材の厚さ基準以上であること。 屋根又は屋上の高反射率塗装 - JIS K 5675と同等の基準を満たす塗料又は日射反射率(全波長領域)50%以上を有する塗料を用いていること。	補助対象経費の 1 / 3 (上限 20 万円)

※メニューごとの予算上限は設けておらず、補助メニュー全体の合計が予算額に到達した時点で終了となります。

申請手続きの流れ



中小事業者と社会福祉法人で、手続きの手順が異なります。



申請に必要な書類



中小事業者と社会福祉法人で、必要書類が異なります。

※添付書類において、省エネ・創エネ設備又は省エネ・創エネ改修工事を補助対象事業という。

	必要書類	中小事業者	社会福祉法人		☑
			申請時	実績報告時	
申請書	1 ・市川市省エネ・創エネ設備設置費等補助金交付申請書 様式第1号（その1） ・補助対象事業に係る工事請負費（領収証）の内訳 様式第1号（その2） ・省エネ・創エネ設備又は省エネ・創エネ改修工事の概要 様式第1号（その3） ・市川市省エネ・創エネ設備設置費等補助金交付申請に係る同意書 様式第2号 ※賃貸借物件、使用貸借物件、区分所有物件のみ	○	—	—	□
	2 ・市川市社会福祉法人に対する省エネ・創エネ設備設置費等補助金交付申請に係る同意書 様式第1号 ※賃貸借物件、使用貸借物件、区分所有物件のみ	—	○	—	□
	3 ・補助対象事業に係る工事請負費（領収証）の内訳 様式第2号（その1） ・省エネ・創エネ設備又は省エネ・創エネ改修工事の概要 様式第2号（その2）	—	—	○	□
	4 ・市川市社会福祉法人補助金等交付請求書	—	—	○ (請求時)	□
添付書類	5 市内で事業を営んでいることを証する書類 ※【申請者が法人の場合】 履歴事項証明書等 ※【申請者が個人事業主の場合】 個人事業の開業・廃業等届出書（控）の写し等	○	○	—	□
	6 事務所等又は共用部分の所在を示す地図	○	○	—	□
	7 市税の滞納が無いことを証する書類 ※【申請者が法人の場合】 直近の法人市民税納税証明書等 ※【申請者が個人事業主の場合】 直近の市県民税納税証明書（個人）等	○	○	—	□
	8 事務所等の建物の状況が分かる書類 ※【自己所有物件の場合】 登記事項証明書（建物）等 ※【住宅兼事務所の場合】 平面図・登記事項証明書（建物）等 ※【賃貸借物件・使用貸借物件の場合】 賃貸借契約書等 ※【区分所有物件の場合】 登記事項証明書の写し等 ※【賃貸借や使用貸借している物件の場合】 登記事項証明書の写し等 施工箇所が共用部等であることが分かる図面等	○	○	—	□
	9 補助対象事業の内容が確認できる書類 ※パンフレット等	○	○	—	□
	10 補助対象事業の施工内容が確認できる書類 ※補助対象事業の図面・カラー写真等	—	○	—	□
	11 経費にかかる見積もり及び内訳が分かる書類 ※補助対象事業の見積書の写し等	—	○	—	□
	12 補助対象事業の着工日や完了日および設備を所有していることが分かる書類 ※補助対象事業の契約書の写し等	○	—	○	□
	13 省エネ・創エネ設備が未使用であることを証する書類 ※メーカー発行の保証書、出荷証明書等	○	—	○	□
	14 補助対象事業の内訳が確認できる書類 ※内訳書の写し等	○	—	○	□
	15 補助対象事業に係る領収書の写し	○	—	○	□
	16 太陽光発電設備の設置に関する書類 (1) 自家消費していることを証する書類 (2) 発電した電気に係る特定契約の締結を証する書類 (3) 市内事業者の施工を証する書類（市内事業者施工時のみ）	○	—	○	□
	17 補助対象事業の施工内容が確認できる書類 ※補助対象事業の図面・カラー写真等	○	—	○	□

※状況に応じて、その他の書類の提出を求める場合があります。詳細は、申請の手引きをご確認ください。

申請・お問い合わせ先

市川市 環境部 総合環境課 エネルギー戦略グループ
〒272-8501 千葉県市川市南八幡2丁目20番2号 TEL 047-712-5782

市川市 省エネ・創エネ設備設置費等補助金

検索

